

## 下坂部川出地区まちづくりルール

枚目

## まちづくりルール協議書

年 月 日

■行為地の地名地番：尼崎市 \_\_\_\_\_

(所在地)

(氏名)

・対象事業届出者： \_\_\_\_\_

・協議代理人： \_\_\_\_\_

\*：事前協議及び地区計画の届出までに協議完了が求められる事項  
(事前協議又は地区計画の届出の図面に影響がある内容に限る)

まちづくりルールの内容	指定事項 *	事業者記入欄			サイン または印
		計画内容 ※計画内容等未定の場合は空白、該当 ない場合は斜線等記入	適合状況	備考(条件、協議結果等)	
壁面後退区域(道路から最低50cmの部分・隅切り部)の使い方 ・緊急車両等の車両が通行できるよう、次のものは設置しないようにしましょう。 ① 工作物(塀・フェンス、生垣、門、郵便受、インターフォン、バリカー、出格子、開き窓、テラス、たて樋、看板等の突出物、駐車・駐輪場の屋根又はシャッターケース(地上面上2.5m以内)を含む。) ※ 塀を隣地の方と共有している場合も、協力してできるだけ壁面後退区域の塀を撤去しましょう。 ② 敷地内段差(玄関階段・ポーチ、デッキ、花壇など) ③ 設備(エアコン屋外機、ガス・水道などの設備メーター、立水栓、散水栓(※)など) ④ その他(植栽、植木鉢、自動車、バイク、自転車など) ※ 壁面後退区域(道路から50cm)が明らかとなる設え(目地入れや舗装材を変える等)としましょう。	*	(※)排水桝等の蓋を設置する場合 □車両通行による破損等を考慮した上で計画します  道路から50cm部分の設え方 □異なる仕上げ □目地入れ □縁石 □その他( )	□支障なし □適合しない	□エアコン屋外機の設置場所や駐車・駐輪の仕方等、完成後の使い方の予定についての協議確認  □左記については、適切な維持管理に務めます	
道路 ・幅4m未満の道路に面する敷地で建替等を行い、道路を拡幅する場合には、①②③に気をつけ、その他道路については②③に気をつけましょう。 ① 道路側溝についても、道路の幅幅にあわせ、道路の端に移設する他、蓋をかけるなど、安全に通行できるようにしましょう。 ② 電柱を道路の端(可能であれば壁面後退区域内)に移設するよう関西電力・NTT等に依頼しましょう。 ③ 緊急時の避難や日常の利便を考慮し、未舗装道路の舗装整備に協力しましょう。 ※ 舗装・排水に支障が無いことが前提です。	*	側溝の設え □側溝移設(L型・その他( )) □側溝新設(L型・その他( ))  拡げた道路の境界部分 □「2項道路後退プレート」を貼付します □50cm後退後は「壁面後退プレート」を貼付します	□支障なし □適合しない		
緑化 壁面後退区域の内側で垣やさくを設置する場合は、生垣や、フェンスと植栽の組合せなどとし、壁面後退区域にプランター・植木鉢等を置かないようにしましょう。 ※ 地区計画でも同じルールを定めています。			□支障なし □適合しない		
工事に際しての注意 1) 工事前にはご近所に一声かけるようにすると共に、工事現場に責任者(監督者)の連絡先を掲示し、本体工事・外構工事で業者が変わる場合は、その責任者(監督者)が各々の業者と連絡がとれるようにしましょう。 2) 必要に応じ、窓口団体との工事協定の締結や、協議内容によっては工事着工後、現場で確認させていただきよう願う場合があります。		□連絡先(電話番号共)を現場掲出します	□支障なし □適合しない	協定締結 □必要 □不要 現場確認 □必要 □不要  □外構工事の内容がルール協議完了後に変更があった場合は、施工前に推進団体へ連絡すること □外構工事着手前に推進団体へ連絡すること	
地区計画及びまちづくりルールの周知 土地・建物の所有者や居住者などに、地区計画とまちづくりルールの周知をし、皆さんが地区計画とまちづくりルールをしっかりとし、安心して暮らしていただくよう努めます。		□説明・資料を配布しました。 □所有者(入居者)未定のため、確定次第(協議代理人・その他[ ])より重要事項説明書に記載し説明・資料を配布します。		事業主受取印	

その他(継続協議事項等)

上記内容のとおり協議を完了しました。

年 月 日

下坂部川出地区住みよいまちづくり推進の会

協議代理人 \_\_\_\_\_

サイン  
または  
印推進団体  
協議担当者 \_\_\_\_\_サイン  
または  
印